

## 埼玉県立大学情報図書委員会規程

平成22年4月1日

規程第82号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成22年規則第6号）第21条第2項の規定に基づき、埼玉県立大学情報図書委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、情報センター所長の職務を補佐するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 情報システムの整備・管理及び運営に関する事項
- 二 情報センターの運営に関する事項
- 三 学術情報の収集、整理、保存及び提供に関する事項
- 四 本学からの情報提供に関する事項
- 五 情報通信技術を活用した教育の開発・支援に関する事項
- 六 その他情報システム・情報センターに関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 情報センター所長
- 二 共通教育科長及び各学科長が指名する教員
- 三 研究科長が指名する教員
- 四 情報・施設担当部長
- 五 前各号のほか委員長が必要と認める者

(任期)

第4条 選出委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときは補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、情報センター所長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、委員会が特に重要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 委員会は必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会員は委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会における審議事項は、委員会に報告するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、情報センター図書情報担当が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。